

○警備業法第51条の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則

北海道公安委員会規則第5号

平成15年8月19日

警備業法第51条の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布する。

警備業法第51条の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則

(指定)

第1条 警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定により公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(指定の告示)

第2条 指定医を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規程第11号）

この規則は、平成17年11月25日から施行する。